

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	

建設業許可申請書 (閲覧不可様式集)

〒 -

営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

電 話

担当者・申請代理人

全ての許可申請において、下表に該当する様式の提出を要するときは、この表紙に綴じ込んでください。

< 1 > 常勤役員等証明書 (様式七号) 又は常勤役員等及び直接に補佐する者証明書(様式第七号の2)	< 10 > 登記事項証明書 (後见人登記等)
< 2 > 常勤役員等証明書の略歴書 (様式七号別紙) 又は 常勤役員等及び直接に補佐する者の略歴書 (様式第七号の2別紙)	< 11 > 市町村の(身分)証明書(破産・後見等)
< 3 > 社会保険の加入状況確認資料 (様式第7号の3確認資料)	< 12 > 株主(出資者)調書 (様式第十四号)
< 4 > 専任技術者証明書 (様式第八号)	< 13 > 商業登記簿謄本 (法人・支配人)
< 5 > 法7条2号イ・ハ、15条2号イ～ハに該当することを証する書 面 (卒業証書、資格免状 等)	< 14 > 登記事項証明書(法人の法定代理人)
< 6 > 実務経験証明書 (様式第九号)	< 15 > 納税証明書 (法人(個人)事業税)
< 7 > 指導監督の実務経験証明書 (様式第十号)	< 16 > 営業所概要書
< 8 > 許可申請者の調書(様式第十二号)	< 17 > 委任状
< 9 > 施行令第三条に規定する使用人の略歴書 (様式第十三号)	※綴り込んだ様式に○印を記入ください

※裏面に記載された許可要件を確認のうえ、チェックボックスへレ点を入れてください。

申請事業者誓約欄



本件、建設業許可（申請）事業者として、下記に記載の現行法令における許可要件（経營業務の管理責任者としての経験期間・専任技術者の実務経験期間等）を含め、当初申請時点より建設業法に基づく要件を満たしていることについて誓約します。
※本内容については、申請事業者が確認のうえ記載してください

建設業許可の要件について

1. 経營業務の管理責任者の配置

＜建設業法施行規則第7条第1号＞

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断されており、以下要件を満たした経營業務の管理責任者等を設置することが必要です。

許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員のうち1人が、個人である場合には本人または支配人のうちの1人が次のいずれかに該当することが必要です。

- 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者であること。
- このほか、建設業法施行規則第7条第一号ロ、もしくはハに該当するもの

2. 適切な社会保険の加入

＜建設業法施行規則第7条第2号＞

申請者（適用除外を除く）は、申請日時点で社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入していることを要します。

3. 専任技術者の配置

＜建設業法第7条第2号、同法第15条第2号＞

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的知識が必要になります。営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、下記のような一定の資格または経験を有した者（専任技術者）を設置することが必要です。また、専任技術者は、その営業所ごとに専任の者として常勤していることが必要です。

【一般建設業】

- 指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者
- 指定学科修了者で専門学校卒業後5年以上実務の経験を有する者
又は専門学校卒業後3年以上実務の経験を有する者で専門士若しくは高度専門士を称する者
- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上実務の経験を有する者
- 国家資格者 ○ 複数業種に係る実務経験を有する者

【特定建設業】

- 国家資格者 ○ 指導監督の実務経験を有する者
- 大臣特別認定者：建設省告示第128号（平成元年1月30日）の対象者

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

4. 財産的基礎の充足

＜法第7条第4号、同法第15条第3号＞

建設工事を着手するに当たっては、資材の購入及び労働者の確保、機械器具等の購入など、一定の準備資金が必要になります。また、営業活動を行うに当たってもある程度の資金を確保していることが必要です。このため、建設業の許可が必要となる規模の工事を請け負うことができるだけの財産的基礎等を有していることを許可の要件としています。

（注）一般建設業と特定建設業では要件が異なります。

5. 欠格要件のないこと、誠実性

＜建設業法第8条、同法第17条（準用）＞

許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員等若しくは令第3条に規定する使用人が建設業法第8条第1号から第14条のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第1号又は第7号から第14号までのいずれか）に1つでも該当する場合、許可は行われません。

6. 営業所の設置

建設業の営業所とは、本店・支店や常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所をいいます。請負契約の見積り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所です。単なる連絡事務所はこれには該当しませんが、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	

建設業許可申請書 (閲覧不可様式集)

〒 -

営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

電 話

担当者・申請代理人

全ての許可申請において、下表に該当する様式の提出を要するときは、この表紙に綴じ込んでください。

< 1 > 常勤役員等証明書 (様式七号) 又は常勤役員等及び直接に補佐する者証明書(様式第七号の2)	< 10 > 登記事項証明書 (後见人登記等)
< 2 > 常勤役員等証明書の略歴書 (様式七号別紙) 又は 常勤役員等及び直接に補佐する者の略歴書 (様式第七号の2別紙)	< 11 > 市町村の(身分)証明書(破産・後見等)
< 3 > 社会保険の加入状況確認資料 (様式第7号の3確認資料)	< 12 > 株主(出資者)調書 (様式第十四号)
< 4 > 専任技術者証明書 (様式第八号)	< 13 > 商業登記簿謄本 (法人・支配人)
< 5 > 法7条2号イ・ハ、15条2号イ～ハに該当することを証する書 面 (卒業証書、資格免状 等)	< 14 > 登記事項証明書(法人の法定代理人)
< 6 > 実務経験証明書 (様式第九号)	< 15 > 納税証明書 (法人(個人)事業税)
< 7 > 指導監督の実務経験証明書 (様式第十号)	< 16 > 営業所概要書
< 8 > 許可申請者の調書(様式第十二号)	< 17 > 委任状
< 9 > 施行令第三条に規定する使用人の略歴書 (様式第十三号)	※綴り込んだ様式に○印を記入ください

※裏面に記載された許可要件を確認のうえ、チェックボックスへレ点を入れてください。

申請事業者誓約欄

本件、建設業許可（申請）事業者として、下記に記載の現行法令における許可要件（経營業務の管理責任者としての経験期間・専任技術者の実務経験期間等）を含め、当初申請時点より建設業法に基づく要件を満たしていることについて誓約します。

※本内容については、申請事業者が確認のうえ記載してください

建設業許可の要件について

1. 経營業務の管理責任者の配置 <建設業法施行規則第7条第1号>

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断されており、以下要件を満たした経營業務の管理責任者等を設置することが必要です。

- 許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員のうち1人が、個人である場合には本人または支配人のうちの1人が次のいずれかに該当することが必要です。
○建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
○建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者であること。
○建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者であること。
○このほか、建設業法施行規則第7条第一号ロ、もしくはハに該当するもの

2. 適切な社会保険の加入 <建設業法施行規則第7条第2号>

申請者（適用除外を除く）は、申請日時点で社会保険等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入していることを要します。

3. 専任技術者の配置 <建設業法第7条第2号、同法第15条第2号>

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的知識が必要になります。営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、下記のような一定の資格または経験を有した者（専任技術者）を設置することが必要です。また、専任技術者は、その営業所ごとに専任の者として常勤していることが必要です。

【一般建設業】

- 指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者
○指定学科修了者で専門学校卒業後5年以上実務の経験を有する者
又は専門学校卒業後3年以上実務の経験を有する者で専門士若しくは高度専門士を称する者
○許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上実務の経験を有する者
○国家資格者 ○複数業種に係る実務経験を有する者

【特定建設業】

- 国家資格者 ○指導監督の実務経験を有する者
○大臣特別認定者：建設省告示第128号（平成元年1月30日）の対象者

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

4. 財産的基礎の充足 <法第7条第4号、同法第15条第3号>

建設工事を着手するに当たっては、資材の購入及び労働者の確保、機械器具等の購入など、一定の準備資金が必要になります。また、営業活動を行うに当たってもある程度の資金を確保していることが必要です。このため、建設業の許可が必要となる規模の工事を請け負うことができるだけの財産的基礎等を有していることを許可の要件としています。

(注) 一般建設業と特定建設業では要件が異なります。

5. 欠格要件のないこと、誠実性 <建設業法第8条、同法第17条（準用）>

許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員等若しくは令第3条に規定する使用人が建設業法第8条第1号から第14条のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第1号又は第7号から第14号までのいずれか）に1つでも該当する場合、許可は行われません。

6. 営業所の設置

建設業の営業所とは、本店・支店や常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所をいいます。請負契約の見積り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所です。単なる連絡事務所はこれには該当しませんが、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。